

料金体系案の検討



(1) 前回の審議内容

..... P1

(2) 新料金改定案の検討

① 新料金改定案

..... P7

② 評価

..... P23

(1) 前回の審議内容

- ① 新規給水負担金・メーター負担金について
- ② 財政収支見直しにおける前提条件の見直し
- ③ 現料金体系を維持した場合の財政収支見直し
- ④ 料金水準について(算定期間・平均改定率)
- ⑤ 料金改定の基本的な考え方

① 新規給水負担金・メーター負担金について

新規給水負担金

現行負担金の据え置き

メーター負担金

現行負担金の据え置き

② 財政収支見直しにおける前提条件の見直し

一般会計繰入金

9億円/年を繰入れ
(平成22年度、29年度に統合した旧簡易水道地区の収支不足額として)

③ 現料金体系を維持した場合の財政収支見直し

純損失

令和6年度に純損失発生見込み

内部留保資金

令和12年度に内部留保資金枯渇見込み

④ 料金水準について(算定期間・平均改定率)

算定期間	1期4年を算定期間とする(令和5年度から令和8年度)
平均改定率	5.5%

【概要】

料金水準設定の前提	・料金算定期間において収支均衡であること ・必要な内部留保資金が確保できる見通しであること
-----------	--

パターン	平均改定率	特徴		
		水道事業		市民
		経営の安定性		使用者負担
		利益	内部留保資金	水道料金
1期4年を算定期間とする	5.5%	確保	確保	段階的な負担増 (市民生活に配慮)

⑤ 料金改定の基本的な考え方

第3回審議会資料「料金改定案の考え方」再掲

基本的な考え方(事務局案)は以下の通りです。

経営の安定性

- 今後想定される人口減少や社会情勢の変化に対応しながら、将来にわたって、市民に安全・安心な水道水をお届けすることができるよう老朽化更新はじめ水道の基盤強化が促進され、かつ安定的な経営が実現できる料金とします。

公平性と 一般家庭の 負担抑制

- 料金改定による市民の負担増を可能な限り抑えるとともに、日常生活に必要な水道水を、市民に安心して利用いただけるよう、現行の料金体系における一般家庭への負担抑制を維持します。
- 上記を考慮しながら、負担の公平性について、慎重に判断します。

⑤ 料金改定の基本的な考え方

第3回審議会資料「料金改定案の考え方」抜粋

現状や検討方針案

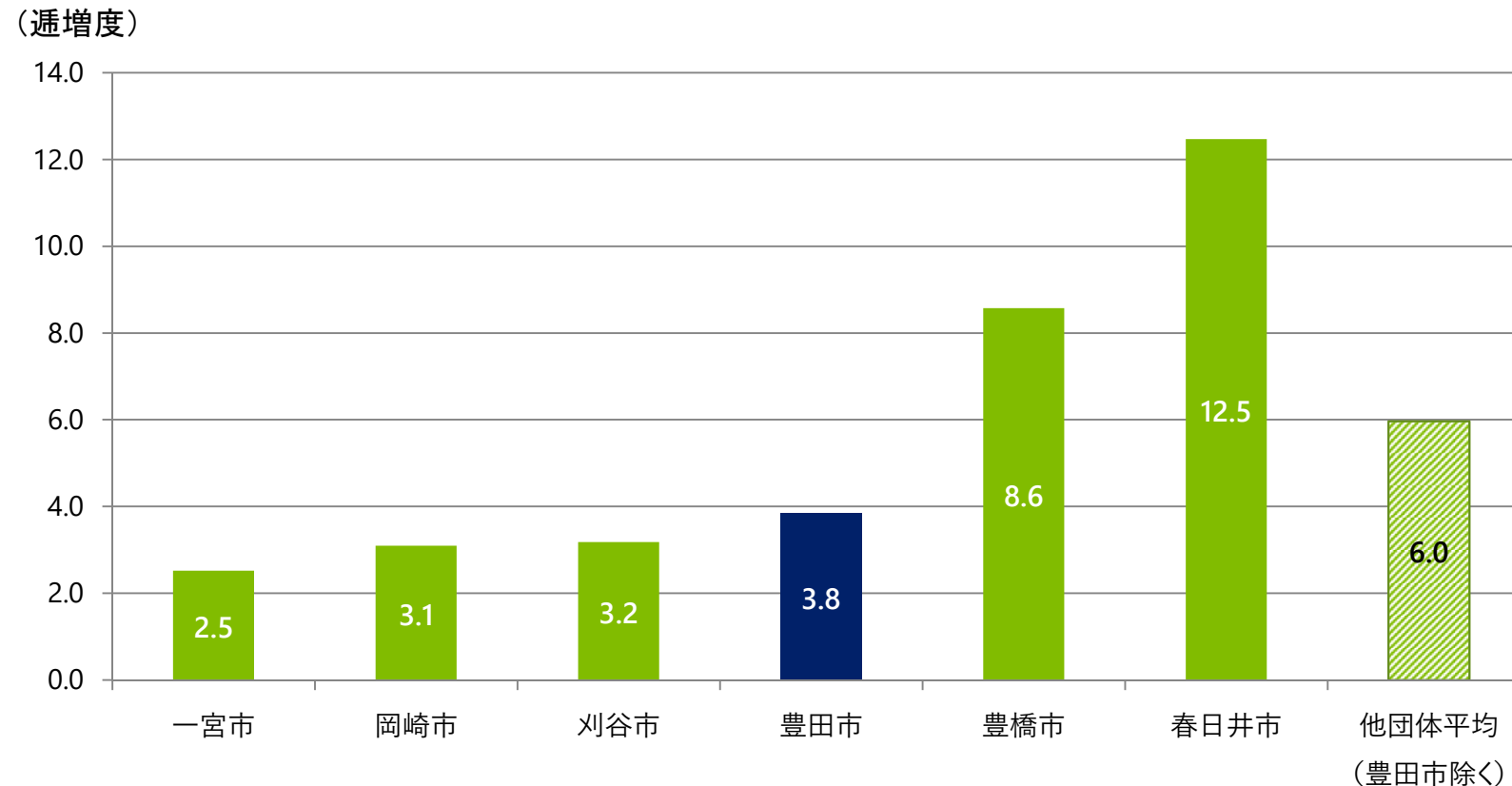
主な検討方針案は以下の通りです。

検討項目	現状	検討方針(案)
基本料金収入と従量料金収入の割合	基本料金の割合を高めることで、水需要に影響されにくく、企業経営が安定的に行いやすくなるとされています。	水需要の減少による従量料金の減少が見込まれるなか、水道の基盤強化かつ経営の安定を図る観点から、水需要に影響されにくい基本料金割合は引き上げる方向で検討します。(現行25.6%)
従量料金の逡増度	- 従量料金の逡増度について、豊田市では他団体平均より低くなっています。 - また、最高従量料金単価は他団体平均より高くなっています。 【逡増性とは】 元来、限りある資源である水の使用の抑制や生活水の低廉化を目的としており、本市では昭和48年に用途別料金体系から口径別料金体系へ変更した際に、逡増性とした。	- 料金改定により、過度な負担増とならないよう配慮し、現行体系維持を意識して、従量料金単価は同一額などの値上げを検討します。 - 負担を過度に特定の使用者に偏らせ、逡増度が大きく引き上がる事が無いよう、引き上げ幅は慎重に検討します。

⑤ 料金改定の基本的な考え方 (参考) 従量料金の逡増度の他団体比較

第3回審議会資料「現行料金体系の分析について」再掲

従量料金の逡増度(※)は比較した他団体の中で4番目に低く、他団体平均6.0に対し3.8です



※ 逡増度の計算式は、(最高従量料金単価)÷(最低従量料金単価)を採用

	一宮市	岡崎市	刈谷市	豊田市	豊橋市	春日井市
最高料金	287円	201円	175円	311円	240円	237円
最低料金	114円	65円	55円	81円	28円	19円

■ 逡増度が高いほど、利用水量が異なる利用者間の負担の差が大きいと言えます

(2) 新料金改定案の検討

- ① 新料金改定案
 - (ア) 事務局案

① 新料金改定案 (ア)事務局案

「料金改定の基本的な考え方」を踏まえた各項目については、以下の通りが望ましいと考えます。

基本料金収入と 従量料金収入の 割合

基本料金：従量料金＝**31.5%:68.5%**

- 投資の増加により固定費が増えるため、基本料金割合が増加（現行基本料金割合25.6%）

基本料金

全口径一律 同率改定

- 水道施設の固定費等をメーター口径の大きさに応じて負担いただく基本料金については、口径別基本料金を同率改定とする。

従量料金

現行逓増度を維持（または軽減）

- 使用水量に応じて負担いただく従量料金については、水道料金算定要領の費用等の均等配賦の考えに鑑み、逓増度は維持（または軽減）とする。
- ただし、生活必要水量を考慮し、一般家庭に配慮する。
- 現行の料金負担のあり方を勘案する。
- 地域性等を考慮する。

※配賦（はいふ）・・・割り当てること。割り振ること。費用を配賦基準に従って配分処理すること。

① 新料金改定案 (ア)事務局案

【事務局案】

新料金改定案(事務局案)は以下の通りです。

期間	➤ 令和5年度から令和8年度(4年間)
平均改定率	➤ 平均改定率 5.5%
基本料金	➤ 全口径一律+16%程度改定(口径13mmのみ18%程度)
従量料金	➤ 全口径一律+5円改定
理由	➤ 基本料金割合を高めることで、経営の安定化を図る。 ➤ 基本料金は、口径別基本料金を同率改定とする。 ➤ 従量料金は、受益者負担の原則や現行の料金負担のあり方を勘案し、<u>口径・水量区画による負担の差が広がらないこと(逡増度)を考慮する。</u> ➤ 従量料金単価は、県内団体の料金も考慮する。

① 新料金改定案 (ア)事務局案

パターン I【事務局案】:料金体系の概要

パターン I
【事務局案】

パターン I【事務局案】:従量料金の一律“額”改定

検討項目	考え方
①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定	基本料金:従量料金=31.5%:68.5%
②基本水量の設定	設定しない(現行と同一)
③口径別基本料金単価の設定	口径別の基本料金単価は一律+16.0%の増加
④従量料金の逡増度の設定(最低従量単価)	- 従量料金単価は一律+5円の改定 - 逡増度は現行より減少
⑤従量料金の水量区画の設定	現行と同一
⑥口径別の従量料金の設定	現行と同一
⑦用途別料金の設定	現行と同一

① 新料金改定案 (ア)事務局案

パターンⅠ
【事務局案】

パターンⅠ【事務局案】:R5年度_新料金体系表

パターンⅠ【事務局案】のR5年度_新料金体系表は以下の通りとなります。

					単位：円		(税抜)	2か月あたり
用途	口径	基本料金	(現行差)	(改定率)	従量料金単価(/m³)		(現行差)	(改定率)
一般用	13mm	1,870	+290	118.4%	1～40m³	86	+5	106.2%
	20mm	2,070	+290	116.3%	41～80m³	166	+5	103.1%
	25mm	5,530	+770	116.2%	81～120m³	246	+5	102.1%
				-	121m³～	316	+5	101.6%
	30mm	9,630	+1,330	116.0%	1～80m³	166	+5	103.1%
	40mm	19,050	+2,630	116.0%	81～120m³	246	+5	102.1%
				-	121m³～	316	+5	101.6%
	50mm	28,310	+3,910	116.0%	1～120m³	246	+5	102.1%
	75mm	70,530	+9,730	116.0%	121m³～	316	+5	101.6%
	100mm	141,550	+19,530	116.0%	1m³～	316	+5	101.6%
	150mm	411,060	+56,700	116.0%		316	+5	101.6%

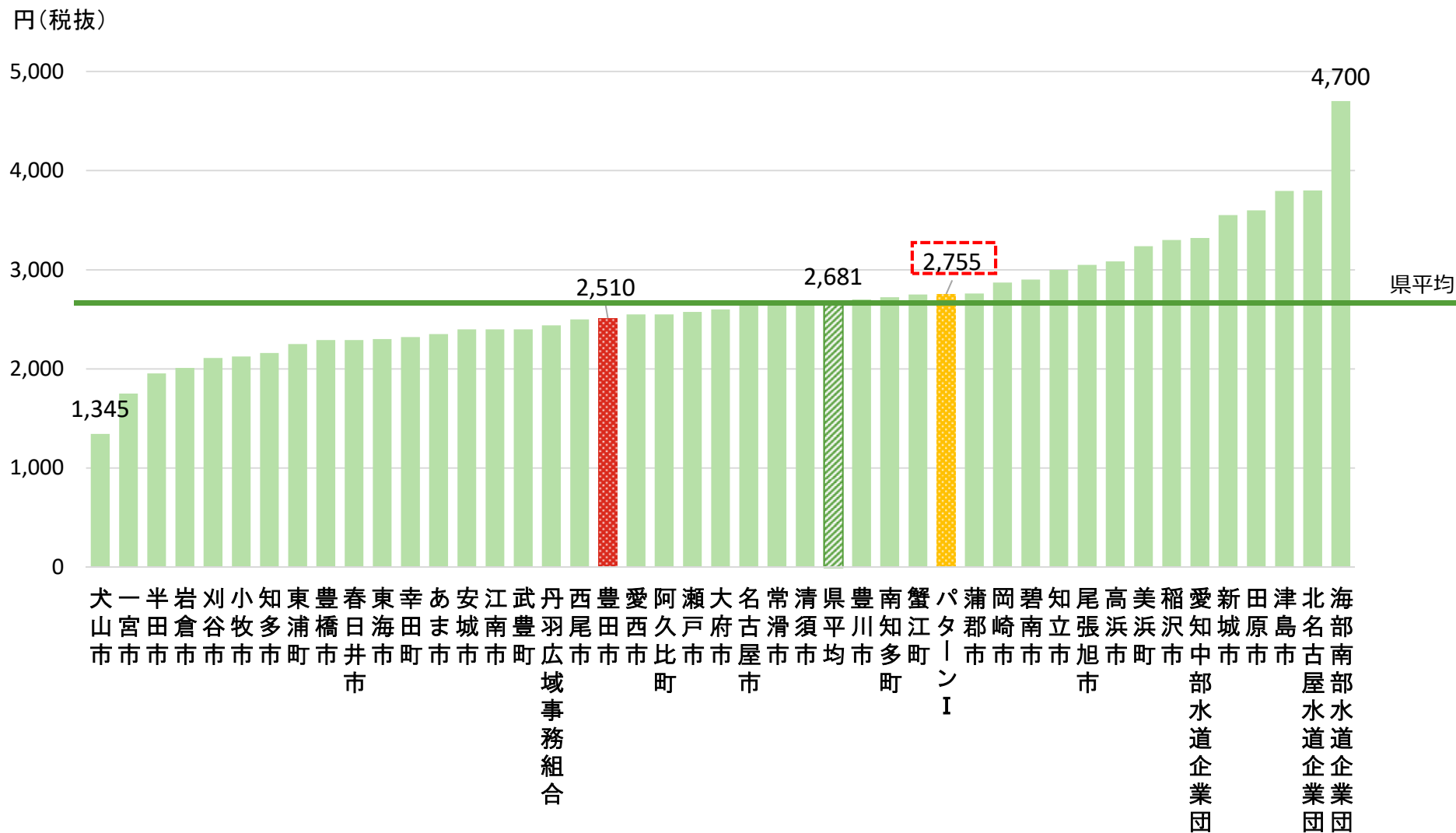
※端数調整のため、改定率に若干のズレが生じています。

① 新料金改定案 (ア)事務局案

パターンⅠ
【事務局案】

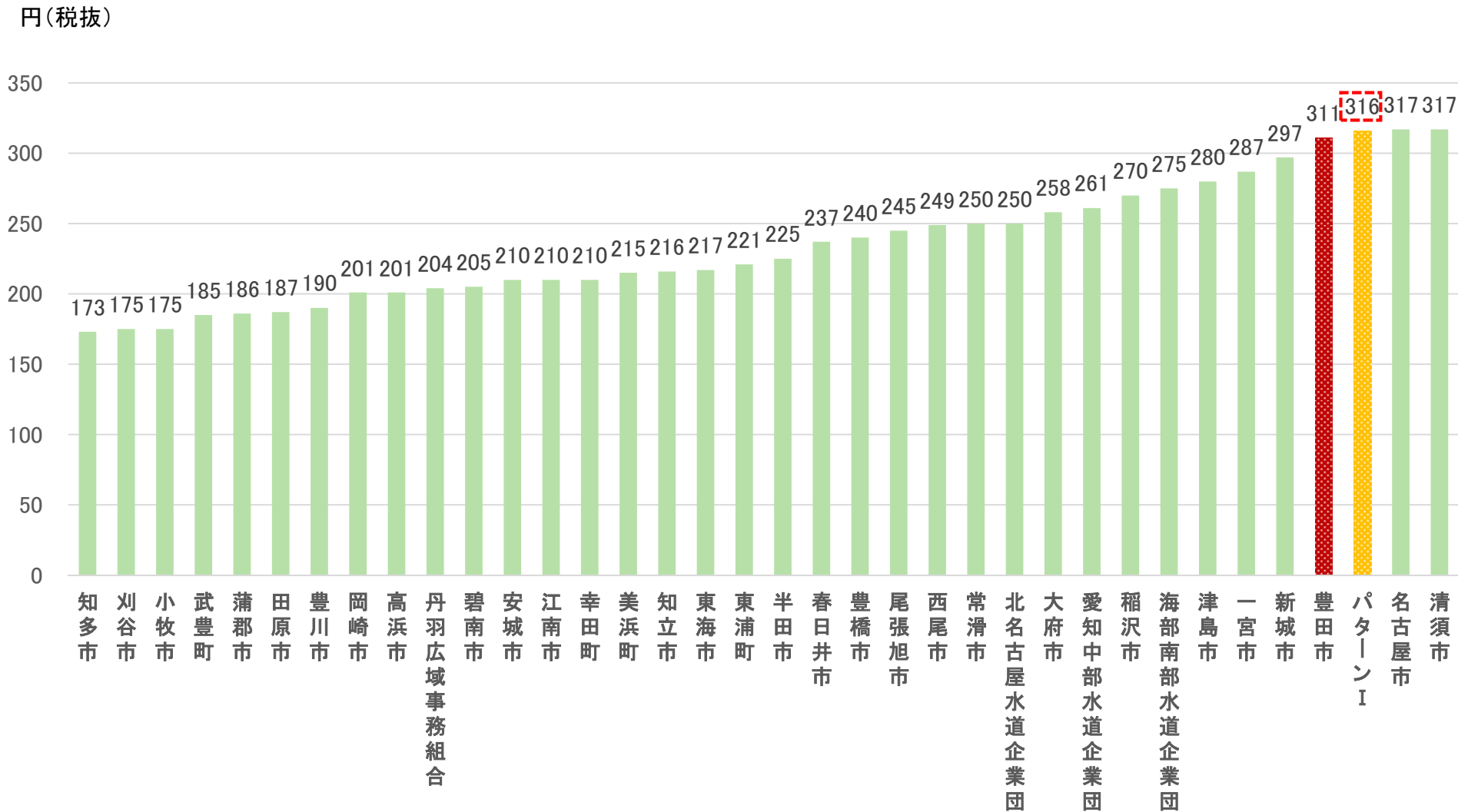
(参考) 1か月あたり家庭用水道料金(県内団体比較)

県内において、1か月あたり20m³(口径20mm)使用した場合の水道料金を比較すると、パターンⅠ【事務局案】は下表の通り位置します。
【令和3年度末時点】



① 新料金改定案 (ア)事務局案 (参考)従量料金の最高単価比較(県内団体比較)

パターンⅠ【事務局案】を含めた、県内団体との最高従量料金単価比較は下表の通りです。
【令和3年度末時点】



① 新料金改定案
(イ) その他案との比較

① 新料金改定案 (イ) その他案との比較

新料金体系の概要

パターンごとの料金体系概要

パターン		水道料金算定要領	パターンⅠ 【事務局案】	パターンⅡ	
基本料金		口径別	口径別基本料金を定率改定		
従量料金		単一額	定額改定	定率改定	
検討項目	①基本料金収入と 従量料金収入の割合		基本料金31.5% ： 従量料金68.5%		
	②口径別基本料金単価		口径別	一律 16.0% 増加	
	③従量料金設定方法		258円/ｍ ³	各区分 +5円	各区分 +4.0%
	料金	④従量料金通増度 (現行 3.83)	1.00	3.67	3.84
		⑤最低従量単価 (現行 81円/ｍ ³)	258円/ｍ ³ (+177円)	86円/ｍ ³ (+5円)	84円/ｍ ³ (+3円)
		⑥最高従量単価 (現行 311円/ｍ ³)	258円/ｍ ³ (▲53円)	316円/ｍ ³ (+5円)	323円/ｍ ³ (+12円)

① 新料金改定案 (イ) その他案との比較

【水道料金算定要領】: 料金体系の概要

【水道料金算
定要領】

パターンⅡ

【水道料金算定要領】: 「水道料金算定要領」を参照

検討項目	考え方
①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定	基本料金: 従量料金 = 31.5%: 68.5%
②基本水量の設定	設定しない(現行と同一)
③口径別基本料金単価の設定	- 口径別の基本料金単価を設定 - 費用項目、水量等に応じて口径毎に費用を配賦し、単価を設定
④従量料金の逡増度の設定(最低従量単価)	単一型を採用し、逡増度は1
⑤従量料金の水量区画の設定	現行と同一
⑥口径別の従量料金の設定	単一型を採用しているため、設定していない
⑦用途別料金の設定	現行と同一

① 新料金改定案 (イ) その他案との比較

【水道料金算
定要領】

パターンⅡ

【水道料金算定要領】: 基本料金と従量料金の割合

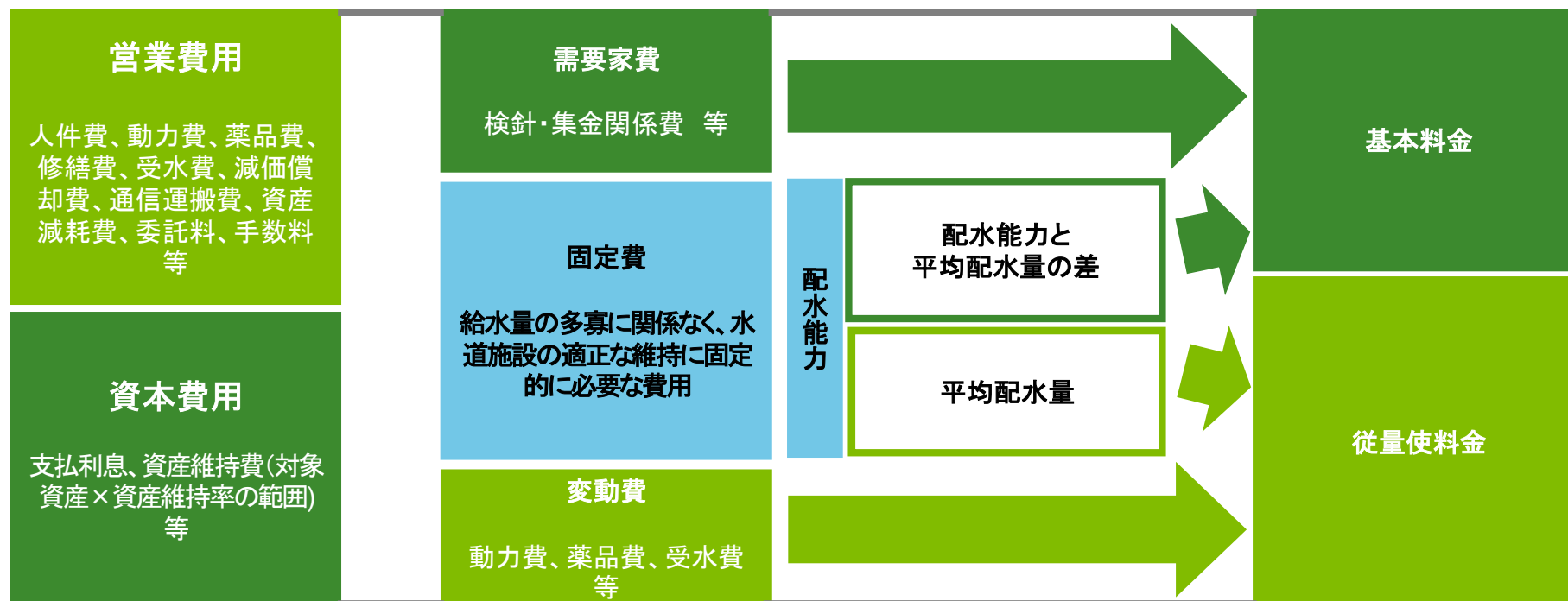
総括原価の費用は「需要家費」「固定費」「変動費」に分解された後、基本料金及び従量料金に配分されます。このうち、固定費は基本料金と従量料金に按分されますが、固定費の按分方法は水道料金算定要領で示されている以下の方法で検討します。

固定費按分方法	基本料金割合	従量料金割合
浄水施設能力に対する平均給水量の割合で従量料金に按分	31.5%	68.5%

総括原価の算定

総括原価の分解・配賦

料金体系



※上記は水道料金算定要領の一手法を図示しています。

① 新料金改定案 (イ) その他案との比較

【水道料金算定要領】: 従量料金単価の設定

【水道料金算
定要領】

パターンⅡ

算定要領では従量料金単価について、単一型を原則とする一方で、逓増(逓減)型を許容しています。同要領に従って単一型料金を設定して算定すると、従量料金単価は258円となります。

【従量料金単価の設定方法】

算定要領の考え	許容
単一型料金 固定費(従量料金配賦分)、変動費とも実給水量に対して均等に配賦することとしています。	逓増(逓減)型料金 給水需給の実態等から必要がある場合は、逓増(逓減)を採用することを可能としています。

【単一型での算定】

費用項目	給水量1m ³ 当たり配賦額
固定費(従量料金配賦分)	224円
変動費	34円
合計	258円

① 新料金改定案 (イ) その他案との比較
【水道料金算定要領】：料金体系表

【水道料金算
定要領】

パターンⅡ

【水道料金算定要領】の新料金体系表は以下の通りとなります。

単位：円 (税抜) 2か月あたり				
用途	口径	基本料金	従量料金単価(/m ³)	
一般用	13mm	2,152	1～40m ³	258
	20mm	5,160	41～80m ³	258
	25mm	8,095	81～120m ³	258
			121m ³ ～	258
	30mm	12,057	1～80m ³	258
	40mm	24,338	81～120m ³	258
			121m ³ ～	258
	50mm	44,778	1～120m ³	258
	75mm	95,740	121m ³ ～	258
	100mm	348,026	1m ³ ～	258
	150mm	681,895		258

※この改定案の場合、平均改定率は70%超

① 新料金改定案 (イ) その他案との比較

パターンⅡ：料金体系の概要

【水道料金
算定要領】

パターンⅡ

パターンⅡ：従量料金の一律“率”改定

検討項目	考え方
①基本料金収入と従量料金収入の割合の設定	基本料金：従量料金＝31.5%:68.5%
②基本水量の設定	設定しない(現行と同一)
③口径別基本料金単価の設定	口径別の基本料金単価は一律+16.0%の増加
④従量料金の逡増度の設定(最低従量単価)	- 従量料金単価は一律+4.0%の改定 - 逡増度は現行と同水準
⑤従量料金の水量区画の設定	現行と同一
⑥口径別の従量料金の設定	現行と同一
⑦用途別料金の設定	現行と同一

① 新料金改定案 (イ) その他案との比較 パターンⅡ：R5年度_新料金体系表

【水道料金
算定要領】

パターンⅡ

パターンⅡのR5年度_新料金体系表は以下の通りとなります。

					単位：円		(税抜)	2か月あたり
用途	口径	基本料金	(現行差)	(改定率)	従量料金単価(/m³)		(現行差)	(改定率)
一般用	13mm	1,870	+290	118.4%	1～40m³	84	+3	103.7%
	20mm	2,070	+290	116.3%	41～80m³	167	+6	103.7%
	25mm	5,530	+770	116.2%	81～120m³	251	+10	104.1%
				-	121m³～	323	+12	103.9%
	30mm	9,630	+1,330	116.0%	1～80m³	167	+6	103.7%
	40mm	19,050	+2,630	116.0%	81～120m³	251	+10	104.1%
				-	121m³～	323	+12	103.9%
	50mm	28,310	+3,910	116.0%	1～120m³	251	+10	104.1%
	75mm	70,530	+9,730	116.0%	121m³～	323	+12	103.9%
	100mm	141,550	+19,530	116.0%	1m³～	323	+12	103.9%
	150mm	411,060	+56,700	116.0%		323	+12	103.9%

※端数調整のため、改定率に若干のズレが生じています。

① 各料金改定案の比較 (イ) その他案との比較 各料金体系案の概要

新しく示した各料金体系案の概要は以下の通りです。

用途		平均 改定率	基本料金収 入割合	基本料金 (20口径)	従量料金 (最高/最低)
現行料金	現行料金体系	—	25.6%	1,780円	最高:311円 最低:81円
【水道料金 算定要領】	水道料金算定要領に基づいた体系案 ・従量料金は単一型の料金	73.7%	31.5%	5,160円	258円 (単一)
パターンⅠ 【事務局案】	一律額改定に基づいた体系案 ・基本料金の改定率は+16.0% ・従量料金は一律+5円改定	【R5~8】 5.5%		2,070円	最高:316円 最低:86円
パターンⅡ	一律率改定に基づいた体系案 ・基本料金の改定率は+16.0% ・従量料金は一律+4.0%改定				最高:323円 最低:84円

② 評価

(ア) 現行の口径別料金収入の状況

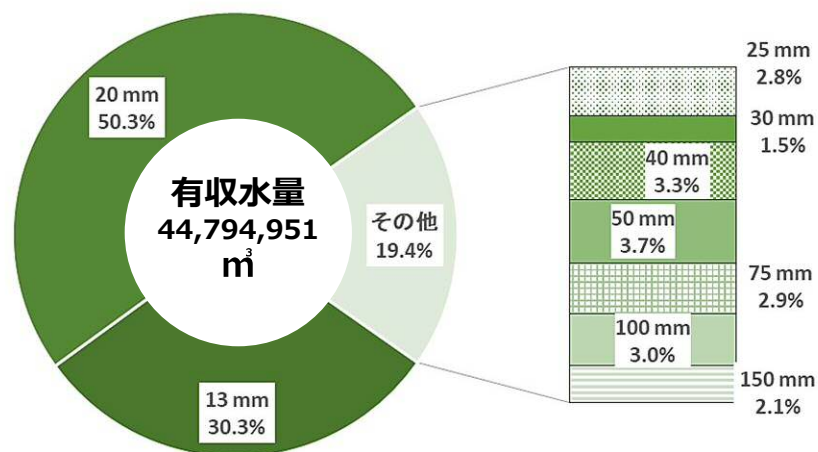
② 評価 (ア) 現行の口径別料金収入の状況

現行料金体系における口径別有収水量および口径別給水収益

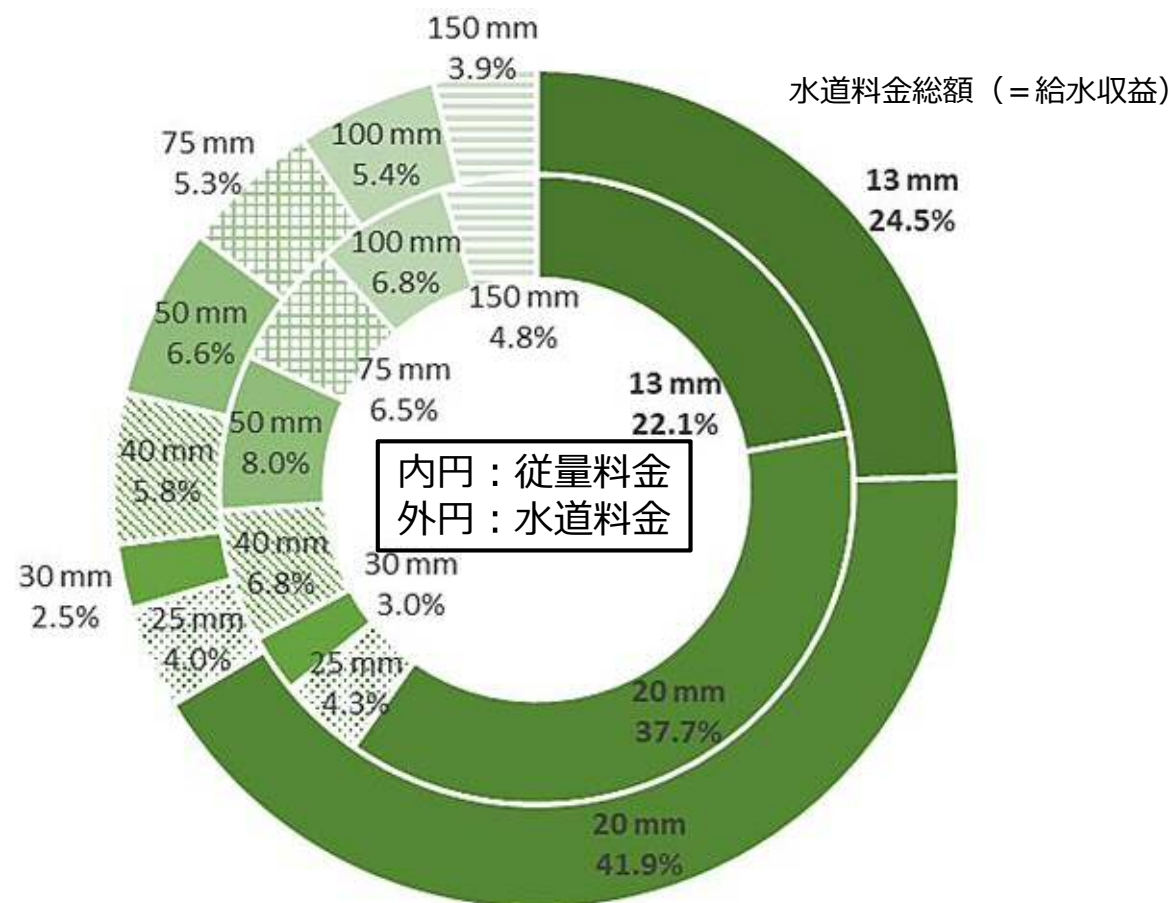
給水戸数では全体の98%である小口径(13mm、20mm)が占める割合は、有収水量は約8割ですが、従量料金収入では約6割です。

【令和3年度決算値】

口径別有収水量割合



口径別給水収益割合



<参考>

給水戸数 176,684件

うち

13mm : 67,904件 (38.43%)

20mm : 105,229件 (59.56%)

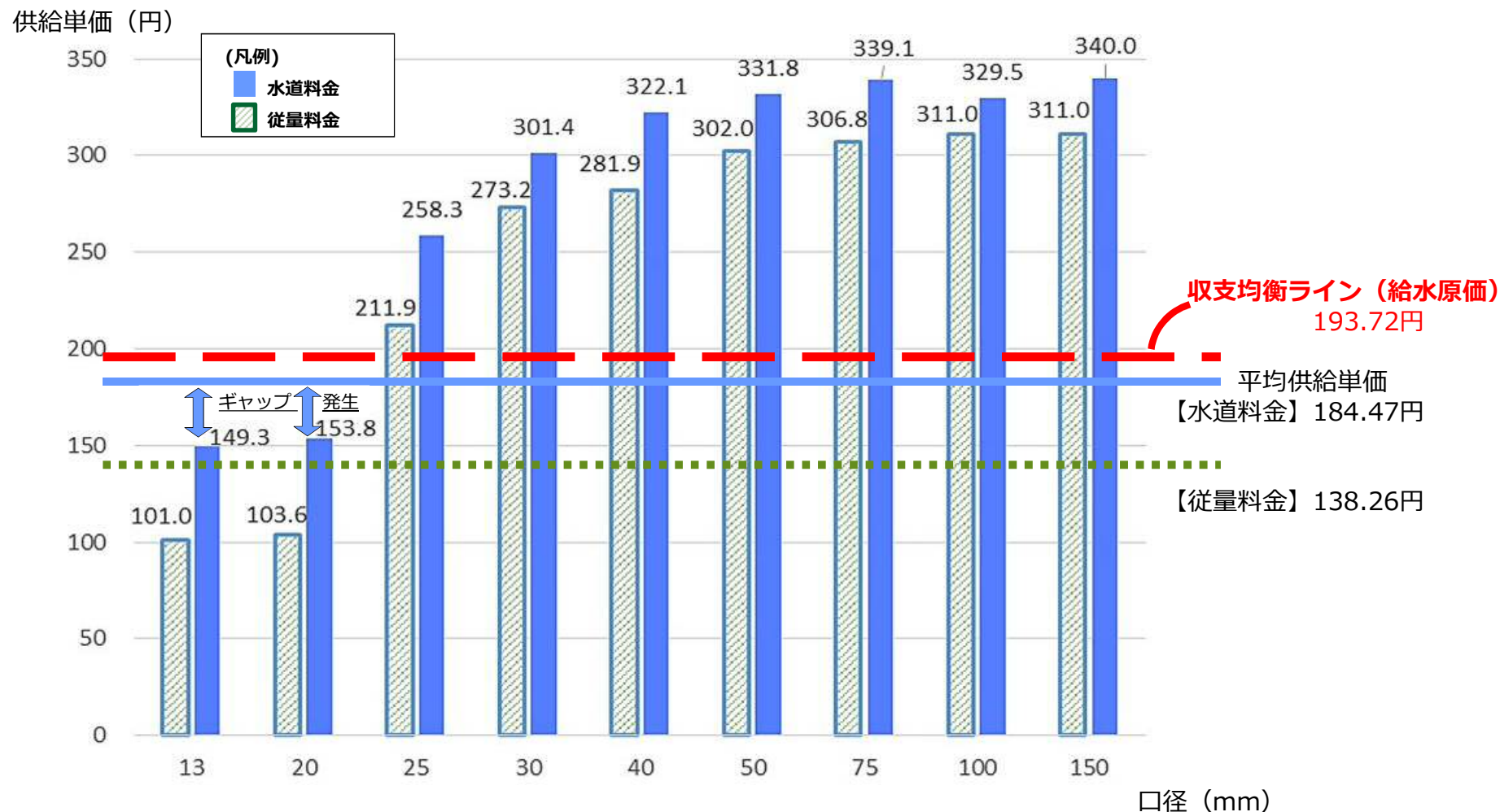
② 評価 (ア) 現行の口径別料金収入の状況

現行料金体系における口径別の収入(供給単価)

小口径(13mm、20mm)における供給単価は、平均供給単価を下回っています。
このことから、現行料金においても、小口径使用者に配慮した設定であることがわかります。

口径別供給単価

【令和3年度決算値】



※供給単価・・・有収水量1m³あたりの給水収益

② 評価

(イ)事務局案の評価

② 評価 (イ)事務局案の評価

事務局案の評価

パターン		パターンⅠ 【事務局案】	パターンⅡ	
基本料金		口径別基本料金を定率改定		
従量料金		定額改定	定率改定	
検討項目	①基本料金収入と 従量料金収入の割合	基本料金31.5% ： 従量料金68.5%		
	②口径別基本料金単価	一律 16.0% 増加		
	③従量料金設定方法	各区分 +5円	各区分 +4.0%	
	料金	④従量料金逡増度 (現行 3.83)	3.67	3.84
		⑤最低従量単価 (現行 81円/m³)	86円/m³ (+5円)	84円/m³ (+3円)
		⑥最高従量単価 (現行 311円/m³)	316円/m³ (+5円)	323円/m³ (+12円)

② 評価 (イ)事務局案の評価

事務局案の評価

基本料金	➤ パターンⅠ（定額＋5円）、パターンⅡ（定率＋4％）とも同じ
従量料金改定方法	➤ 従量料金は、使用水量に応じて負担いただくもので、水道料金算定要領では、その費用等は均等配賦して料金算定する考えに立っている。 ➤ 算定要領上は単一単価の考え方がある従量料金について、パターンⅡの定率改定の場合、口径・水量区画による負担の差を広げることとなる。その点において、パターンⅠの定額改定は、パターンⅡに比して合理的と考える。
従量料金逦増度	➤ 上記を踏まえ、今改定では、逦増度は維持（または軽減）とすることとしている。パターンⅡの定率改定の場合、高い料金区分の単価は実額ではパターンⅠの定額改定に比して単価設定は高くなり、逦増度も増加することとなる。 ➤ パターンⅠでは、逦増度は若干軽減となる。

② 評価 (イ)事務局案の評価

事務局案の評価

最低従量単価

- 最低従量単価は、パターンⅠはパターンⅡと比して、2円/m³の差となる。
- 1か月あたりの平均的な家庭用水道料金(20口径で20m³使用)の場合、パターンⅠは2,755円、パターンⅡは2,715円、1か月あたりの差は40円となり、いずれも県下の平均よりも若干高い位置となるが、**各パターンに大きな差はない。**

最高従量単価

- 最高従量単価は、現行料金においても、すでに近隣都市に比べ高い水準であり、一般家庭への負担軽減の反面、高い負担となっている実情がある。
- **パターンⅡでは、この区分の単価はパターンⅠと比して、7円/m³高くなり、県下で最高額となる。**
- この料金区分は、製造業だけでなく、コロナ禍で影響を受けた飲食や宿泊業、農業者、クリーニング、食品販売、食品製造、老人保健施設・介護老人施設・特別養護老人施設・グループホームなど福祉施設、医療機関をはじめ多種多様な利用者に負担いただく料金区分であり、**現状以上に逡増度が増加し、負担を高めることは妥当でない。**

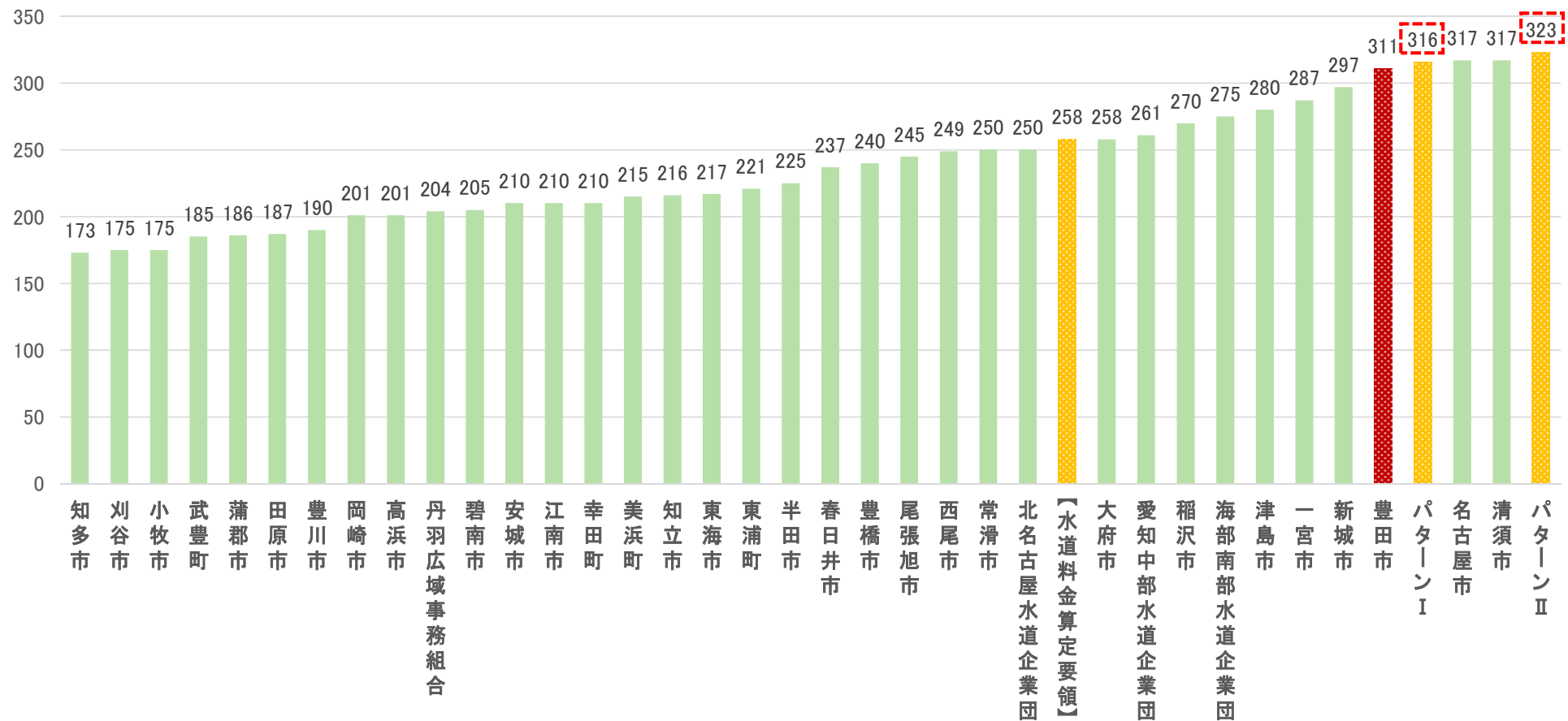
以上のことから、事務局ではパターンⅠ(定額+5円)が適切と考えます。

(参考) 各料金体系案の比較 従量料金の最高単価比較(県内団体比較)

各パターンを含めた、県内団体との最高従量料金単価比較は下表の通りです。

【令和3年度末時点】

円(税抜)



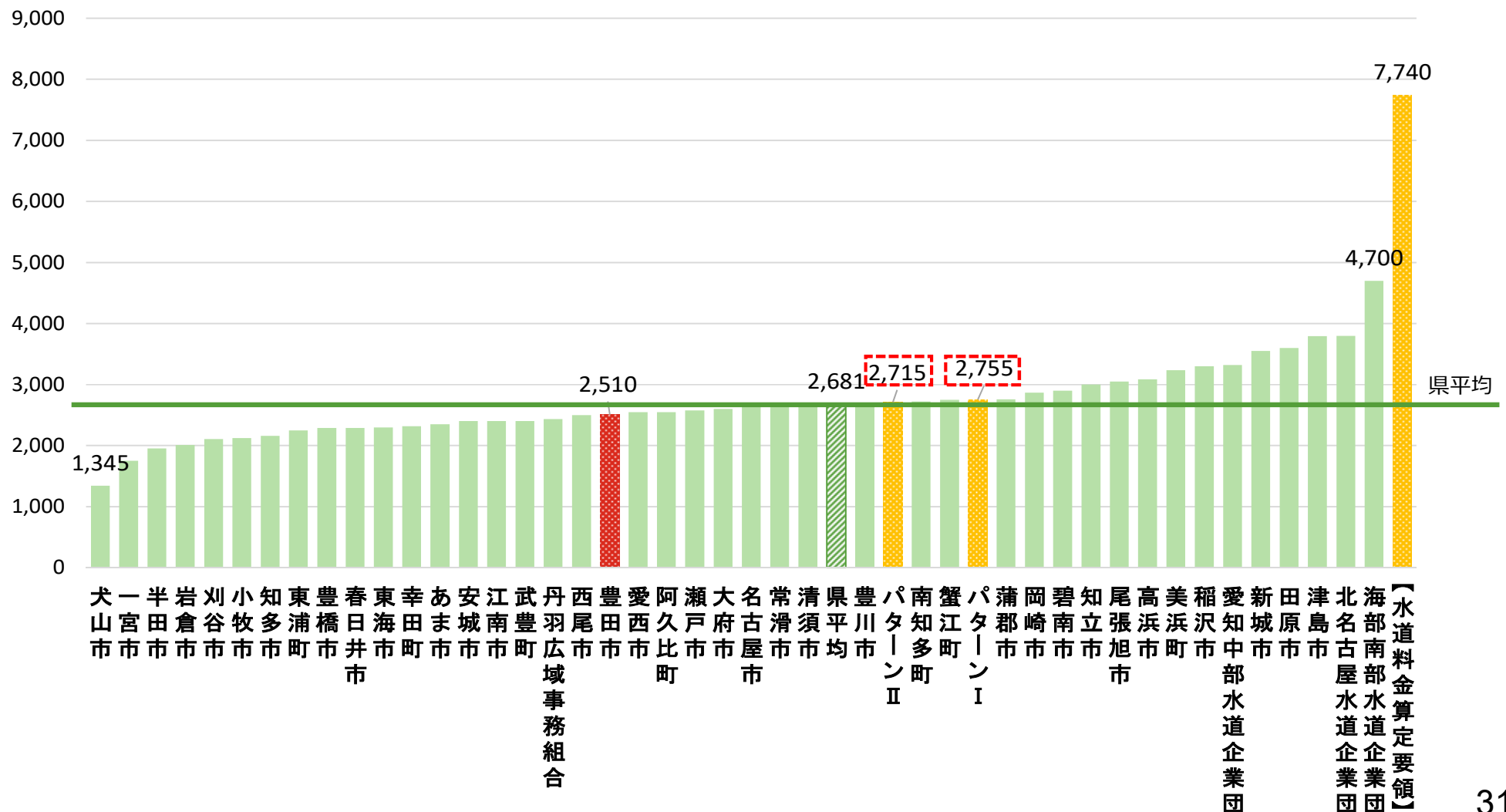
(参考) 各料金体系案の比較

1か月あたり家庭用水道料金(県内団体比較)

県内において、1か月あたり20m³(口径20mm)使用した場合の水道料金を比較すると各パターンは下表の通り位置します。

【令和3年度末時点】

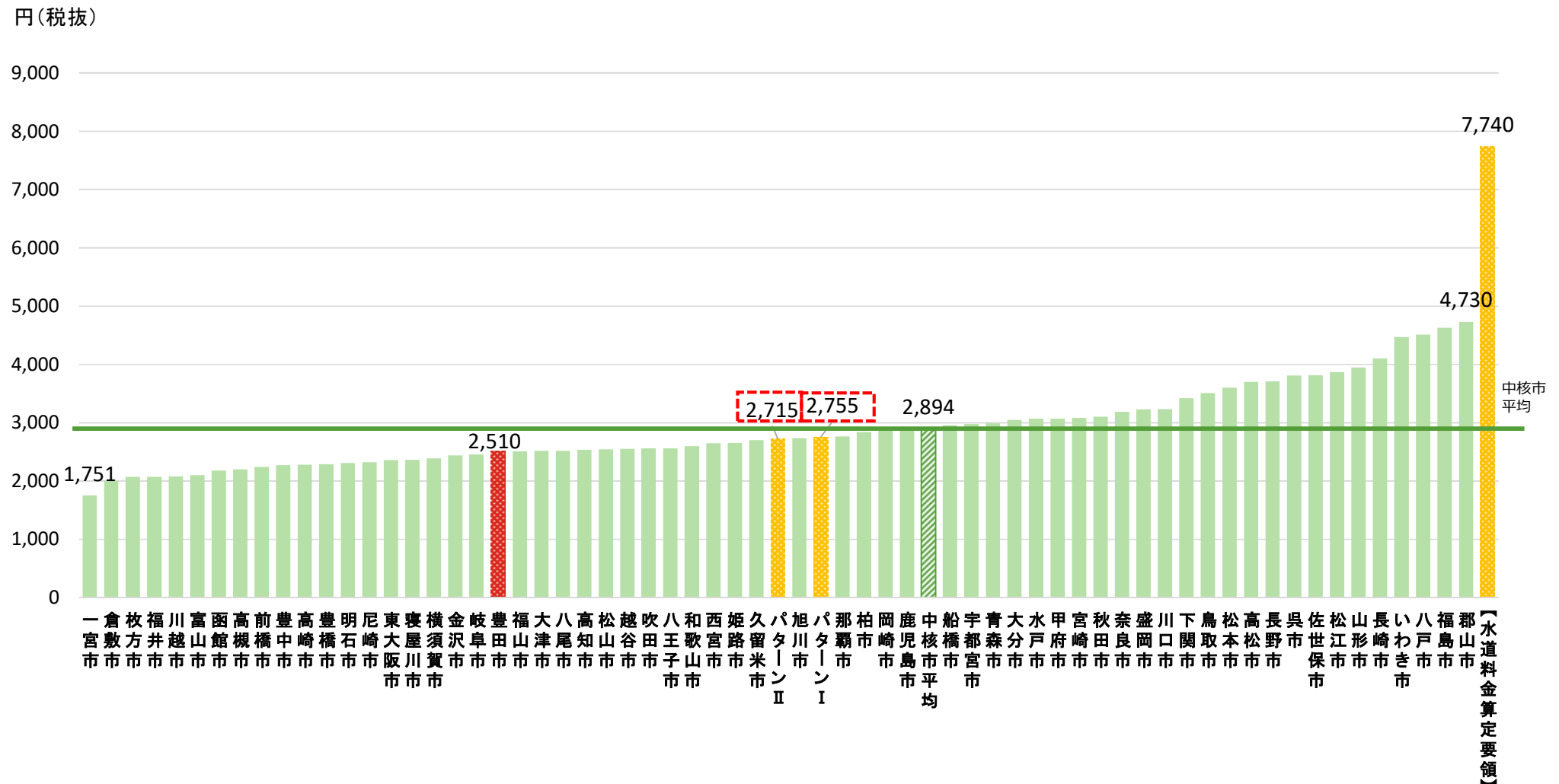
円(税抜)



(参考) 各料金体系案の比較 1か月あたり家庭用水道料金(中核市比較)

中核市において、1か月あたり20m³(口径20mm)使用した場合の水道料金を比較すると各パターンは下表の通り位置します。

【令和3年度末時点】



② 評価 (イ)事務局案の評価

新料金改定案(再掲)

【事務局案】

新料金改定案(事務局案)は以下の通りです。

期間	➤ 令和5年度から令和8年度(4年間)
平均改定率	➤ 平均改定率 5.5%
基本料金	➤ 全口径一律 +16%程度 改定(口径13mmのみ18%程度)
従量料金	➤ 全口径一律 +5円改定
理由	➤ 基本料金割合を高めることで、経営の安定化を図る。 ➤ 基本料金は、口径別基本料金を同率改定とする。 ➤ 従量料金は、受益者負担の原則や現行の料金負担のあり方を勘案し、<u>口径・水量区画による負担の差が広がらないこと(逡増度)を考慮する。</u> ➤ 従量料金単価は、県内団体の料金も考慮する。

(参考) 各料金改定案の比較 各案の概要(早見表)

新しく示した各料金体系案の早見表は以下の通りです。

【口径20mm 40m³使用の場合】 現行5,020円 I : 5,510円(現行比+109. 8%) II : 5,430円(現行比+ 108. 2%)

単位：円（税抜） 2か月あたり

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要領】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
13口径	20m ³	3,200	7,312	3,590	3,550
	40m ³	4,820	12,472	5,310	5,230
	60m ³	8,040	17,632	8,630	8,570
	80m ³	11,260	22,792	11,950	11,910
	100m ³	16,080	27,952	16,870	16,930
	200m ³	45,780	53,752	47,070	47,790
	500m ³	139,080	131,152	141,870	144,690

単位：％ 2か月あたり

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要領】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
13口径	20m ³	100.0%	228.5%	112.2%	110.9%
	40m ³	100.0%	258.8%	110.2%	108.5%
	60m ³	100.0%	219.3%	107.3%	106.6%
	80m ³	100.0%	202.4%	106.1%	105.8%
	100m ³	100.0%	173.8%	104.9%	105.3%
	200m ³	100.0%	117.4%	102.8%	104.4%
	500m ³	100.0%	94.3%	102.0%	104.0%

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要領】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
20口径	20m ³	3,400	10,320	3,790	3,750
	40m ³	5,020	15,480	5,510	5,430
	60m ³	8,240	20,640	8,830	8,770
	80m ³	11,460	25,800	12,150	12,110
	100m ³	16,280	30,960	17,070	17,130
	200m ³	45,980	56,760	47,270	47,990
	500m ³	139,280	134,160	142,070	144,890

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要領】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
20口径	20m ³	100.0%	303.5%	111.5%	110.3%
	40m ³	100.0%	308.4%	109.8%	108.2%
	60m ³	100.0%	250.5%	107.2%	106.4%
	80m ³	100.0%	225.1%	106.0%	105.7%
	100m ³	100.0%	190.2%	104.9%	105.2%
	200m ³	100.0%	123.4%	102.8%	104.4%
	500m ³	100.0%	96.3%	102.0%	104.0%

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要領】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
30口径	100m ³	26,000	37,857	27,830	28,010
	200m ³	55,700	63,657	58,030	58,870
	500m ³	149,000	141,057	152,830	155,770

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要領】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
30口径	100m ³	100.0%	145.6%	107.0%	107.7%
	200m ³	100.0%	114.3%	104.2%	105.7%
	500m ³	100.0%	94.7%	102.6%	104.5%

(参考) 各料金改定案の比較 各案の概要(早見表)

新しく示した各料金体系案の早見表は以下の通りです。

【口径100mm 100m³使用の場合】 現行153,120円 I : 173,150円(現行比+113. 1%) II : 173,850円(現行比+ 113. 5%)

単位：円（税抜） 2か月あたり

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要額】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
30口径	100 m ³	26,000	37,857	27,830	28,010
	200 m ³	55,700	63,657	58,030	58,870
	500 m ³	149,000	141,057	152,830	155,770

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要額】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
40口径	100 m ³	34,120	50,138	37,250	37,430
	200 m ³	63,820	75,938	67,450	68,290
	500 m ³	157,120	153,338	162,250	165,190

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要額】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
50口径	100 m ³	48,500	70,578	52,910	53,410
	200 m ³	78,200	96,378	83,110	84,270
	500 m ³	171,500	173,778	177,910	181,170

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要額】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
100口径	100 m ³	153,120	373,826	173,150	173,850
	200 m ³	184,220	399,626	204,750	206,150
	500 m ³	277,520	477,026	299,550	303,050

単位：％ 2か月あたり

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要額】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
30口径	100 m ³	100.0%	145.6%	107.0%	107.7%
	200 m ³	100.0%	114.3%	104.2%	105.7%
	500 m ³	100.0%	94.7%	102.6%	104.5%

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要額】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
40口径	100 m ³	100.0%	146.9%	109.2%	109.7%
	200 m ³	100.0%	119.0%	105.7%	107.0%
	500 m ³	100.0%	97.6%	103.3%	105.1%

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要額】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
50口径	100 m ³	100.0%	145.5%	109.1%	110.1%
	200 m ³	100.0%	123.2%	106.3%	107.8%
	500 m ³	100.0%	101.3%	103.7%	105.6%

口径	使用 水量	現行	【水道料金 算定要額】	パターンⅠ (R5)	パターンⅡ (R5)
100口径	100 m ³	100.0%	244.1%	113.1%	113.5%
	200 m ³	100.0%	216.9%	111.1%	111.9%
	500 m ³	100.0%	171.9%	107.9%	109.2%